

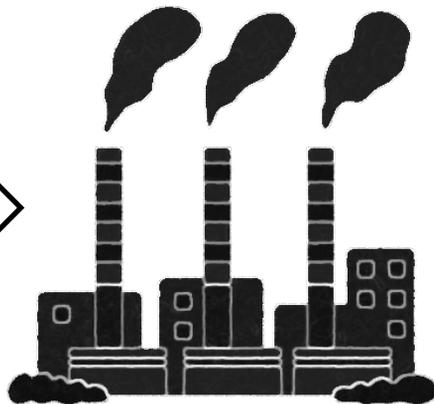
## 歓迎されない『支援』

# 日本はなぜ海外の石炭火力発電に資金を出すのか



2007～2015年  
約4.6兆円※

※日本を含む先進7カ国の合計額



日時：6/17（金）18：30～20：45（予定）

場所：ウイングス京都2F セミナー室B（京都市中京区東洞院通六角下る）

世界が気候変動の問題に一丸となって取り組んでいこうと、昨年12月に採択された『パリ協定』。日本も今年4月に署名をしています。

しかし、各国が気候変動対策として、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電への支援を止めていこうと動くなか、日本はいまだに海外の石炭火力発電事業に世界最大の公的支援を行なっています。この『パリ協定』と逆行する日本の姿勢は、5月のG7伊勢志摩サミットにあたって、国際的な批判を受けました。

また、日本が石炭火力発電を支援しているインドネシア、インド、ベトナムなどの現地では、地元住民が農地や漁場を失ったり、健康被害が出るなどの問題も起きています。事業に反対の声をあげた住民が脅迫を受けるなど、人権侵害も深刻です。いま、現地の住民・NGOから「石炭支援にNO」というメッセージが日本に突きつけられています。

このセミナーでは、気候変動問題への世界の取り組みを振り返りながら、その流れに逆行する石炭火力発電への日本の海外支援策について解説します。また、実際にインドネシアなどの現場で起きている問題を動画・写真を交えて報告します。ぜひご参加ください。

### 【プログラム】

#### ・報告 パリ協定採択から半年：世界で進む脱炭素化

伊与田昌慶（気候ネットワーク）

#### ・報告 日本が進める石炭火力発電の海外支援と国際規制

田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））

#### ・現地報告：日本が支援するインドネシア石炭火力発電事業の問題

波多江秀枝（国際環境NGO FoE Japan）

#### ・質疑応答

主催：NPO法人気候ネットワーク、国際環境NGO FoE Japan

協力：ODA改革ネットワーク関西、ヒューライツ大阪（一社 アジア・太平洋人権情報センター）  
ウータン・森と生活を考える会

# パリ協定採択から半年： 世界で進む脱炭素化

2016年6月17日（金）ウィングス京都  
伊与田昌慶（気候ネットワーク）



## 気候ネットワークのミッション

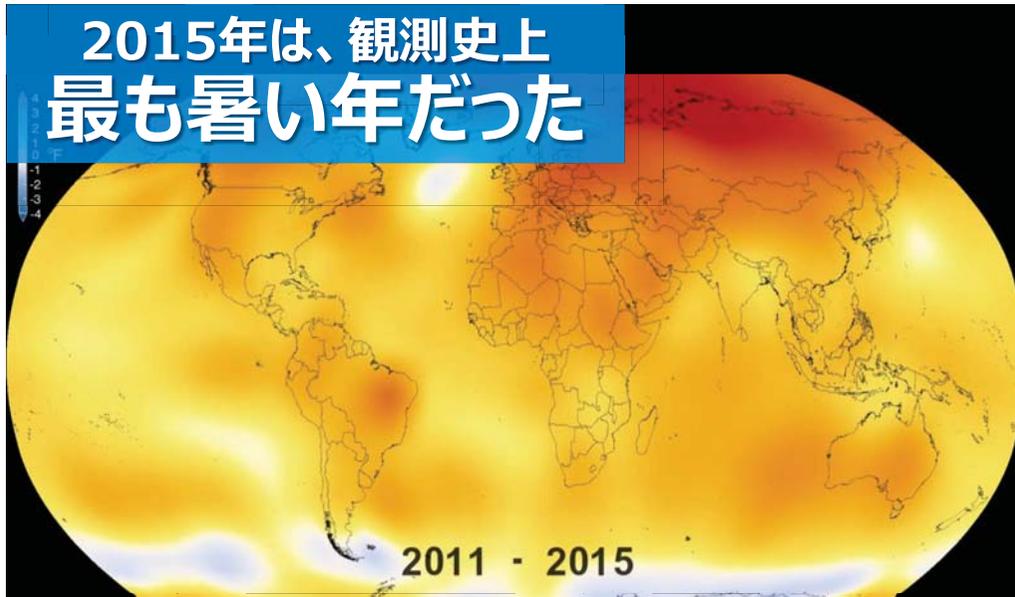
人類の生存を脅かす気候変動を防ぎ、  
持続可能な地球社会を実現すること

- 私たちはめざします
  - 世界の温室効果ガスを大幅に減らす国際的なしくみをつくる
  - 日本での持続可能な低炭素社会・経済に向けたしくみをつくる
  - 化石燃料や原子力に依存しないエネルギーシステムに変える
  - 市民のネットワークと協働による低炭素地域づくりを進める
  - 情報公開と市民参加による気候政策決定プロセスをつくる



市民のチカラで、気候変動を止める。

2015年は、観測史上  
最も暑い年だった



過去35年間の最も暑い16年のうち15年は、  
2001年以降に集中



「今や、自然災害の70%は  
気候変動と関連している。

20年前の2倍だ」

2015年3月14日、ファビウス仏外相、国連防災世界会議（仙台）にて

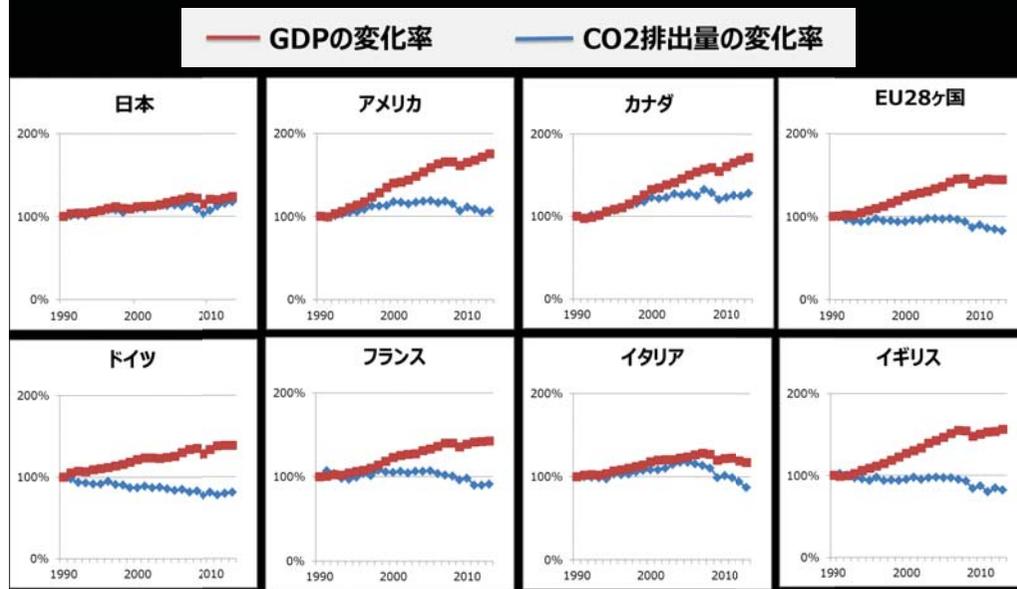


2015年6月7~8日  
G7エルマウサミット  
G7 summit

「今世紀中の世界経済の脱炭素化」合意

写真: 首相官邸 [http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_ace/actions/201506/\\_icsFiles/afiledate/2015/06/08/07summit07.jpg](http://www.kantei.go.jp/jp/97_ace/actions/201506/_icsFiles/afiledate/2015/06/08/07summit07.jpg)

1990年から2013年までの推移  
CO2削減と経済を両立する道へ



IEA (2015) のデータをもとに伊与田作成



COPパリ会議  
2015年11~12月

©Masayoshi Iyoda

2015年12月12日  
法的拘束力ある「パリ協定」採択



©IISD

工業化前からの地球平均気温上昇を  
2°Cより十分下回る水準に抑える  
1.5°C未満を追求する

科学者の指摘：  
「2°C未満」のためには、  
化石燃料の大半は使えない



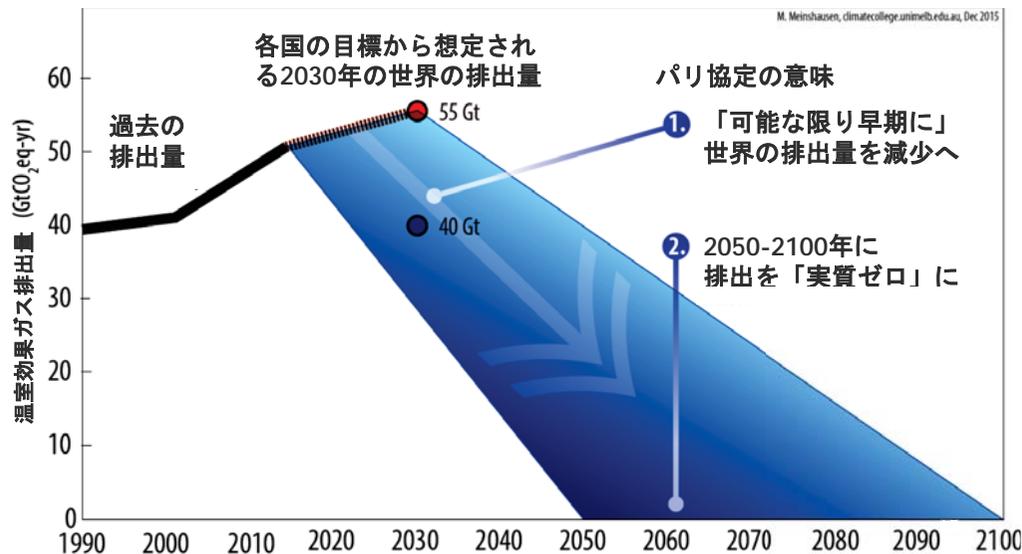
Figure 2: Conventional and unconventional fossil fuel reserves of coal, oil and gas, and the remaining global carbon budget compatible with scenarios limiting global mean warming to 2°C above pre-industrial temperatures. Source of Fossil Fuel Reserves: IPCC, 2011, Figure 1.7; Source of Carbon Budget: IPCC, 2013a and IPCC erratum, 2013b, adapted.

2°C未満のために残された排出枠は590-1240GtCO<sub>2</sub>

今世紀後半までに  
世界の温室効果ガス排出量を  
実質ゼロにする

このままでは危険な気候変動は防げない

世界の温室効果ガス排出量



# 化石燃料の時代の終わりは 避けられない

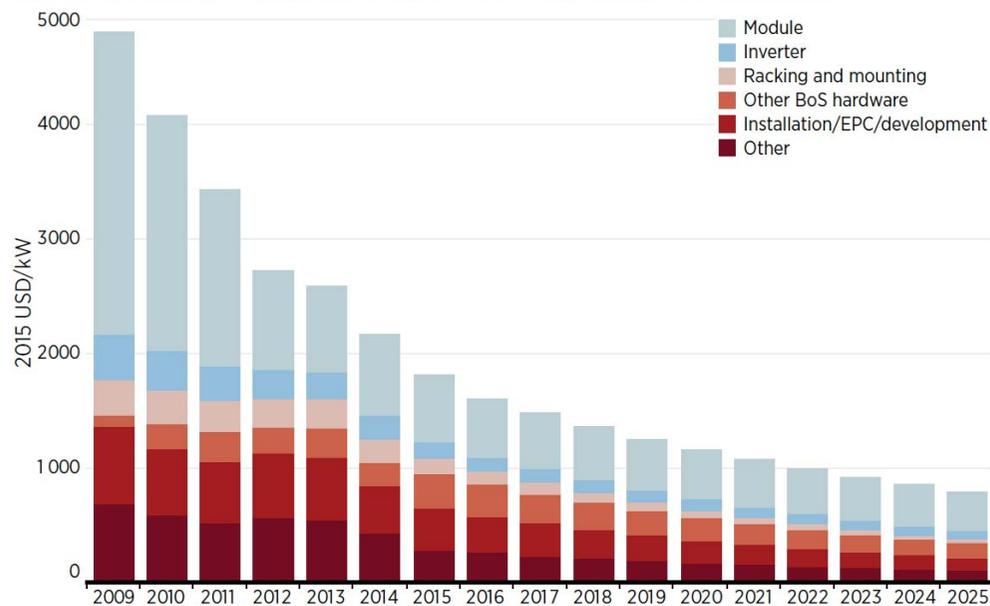


# 再エネ100%時代への移行は 止まらない



# 再生可能エネルギーはますます安く 太陽光発電コストの急減 (IRENA)

FIGURE ES 1: GLOBAL WEIGHTED AVERAGE UTILITY-SCALE SOLAR PV TOTAL INSTALLED COSTS, 2009-2025



1.5°C目標に向けて、  
永続的に対策を強化し続ける  
仕組みを構築する

## 新しい日本の気候目標への提言

<http://www.can-japan.org/advocacy/1795>

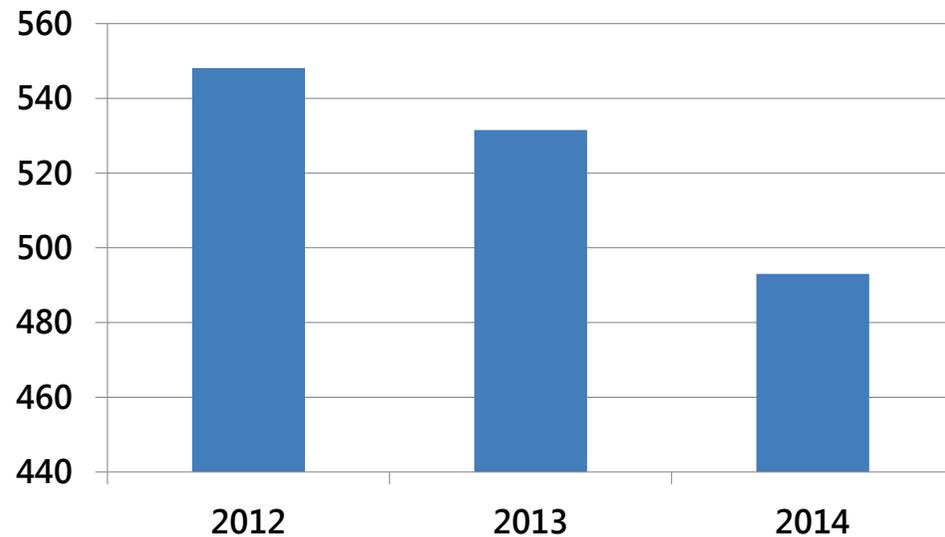
日本の温室効果ガス排出量を、2030年までに  
1990年比で**40～50%**削減する。

再生可能エネルギー目標 (電力に占める割合)	45%
再生可能エネルギー目標 (一次エネルギーに占める割合)	30%
省エネルギー目標 (2010年最終エネルギー消費に対する変化率)	-35%

17

## 資金の流れを低排出にする

## 世界の化石燃料補助金の推移 (十億ドル)



出典： IEA fossil-fuel Subsidies Databaseより伊与田作成

## 世界の25の大手民間銀行による 化石燃料への投資総額9310億ドル

(2009～14年、Fair Finance Guide調べ)



# 石炭事業への投資を引き上げる銀行

## 石炭ダイベストメント状況一覧

海外主要銀行の石炭ダイベストメントの状況について、一覧で整理したものが以下です。各銀行のダイベストメント方針の詳細については、次ページ以降で解説します。

銀行名	本社所在地	最終方針発表年月	ダイベストメント範囲		融資残高 (億米ドル)	
			石炭採掘	石炭火力発電	石炭採掘	石炭火力発電
Bank of America	米国	2015年5月	全体的に削減 アパラチア山脈でのMTR禁止	-	13.3	21.0
BNP Paribas	フランス	2015年11月	MTR禁止 環境地区での採掘禁止	全体的に削減	3.9	15.2
HSBC	英国	2011年1月	環境地区での採掘禁止	大規模発電所のみ削減	12.0	8.2
Morgan Stanley	米国	2015年12月	全体的に削減 MTR禁止	全体的に削減	4.8	12.0
Wells Fargo	米国	2015年12月	全体的に削減 MTR禁止	-	12.0	0.9

(出所) 公開情報を基に、ニューラル作成。融資残高は”2015 Coal Finance Report Card”を用いた。

出典 : Fair Finance Guide

# G7伊勢志摩サミット2016



- パリ協定の2016年中の発効に向けて努力
- 非効率な化石燃料補助金を2025年までに全廃
- 最も問題視される石炭については触れず、逆に質の高いインフラとしてアピール
- 「原子力は温室効果ガス削減に役立つ」! ?

# パリ協定の発効へ動く世界

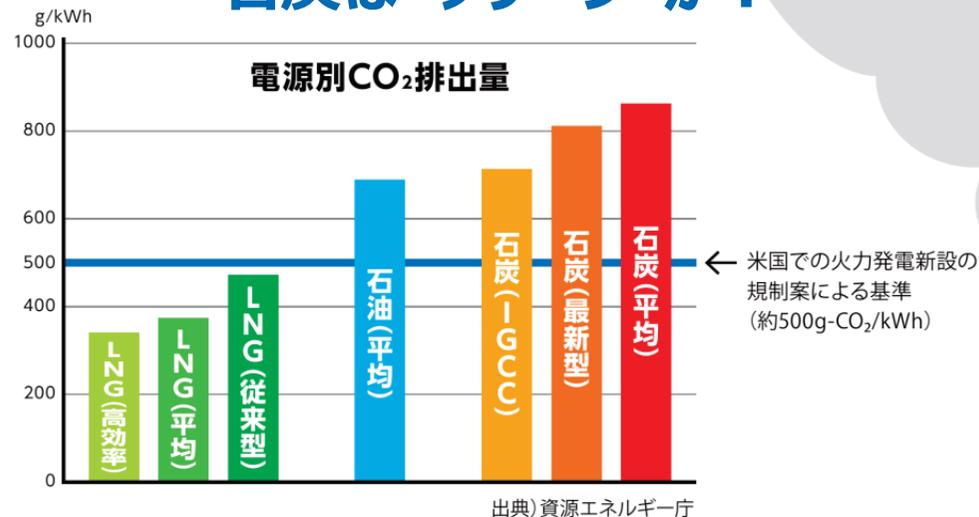


日本の  
批准は  
いつ?

これまでに「177の署名、17の批准・受諾・承認」  
パリ協定の発効要件 : 55ヶ国 & 55%

UN Photo/Amanda Voisard

# 石炭は“クリーン”か?

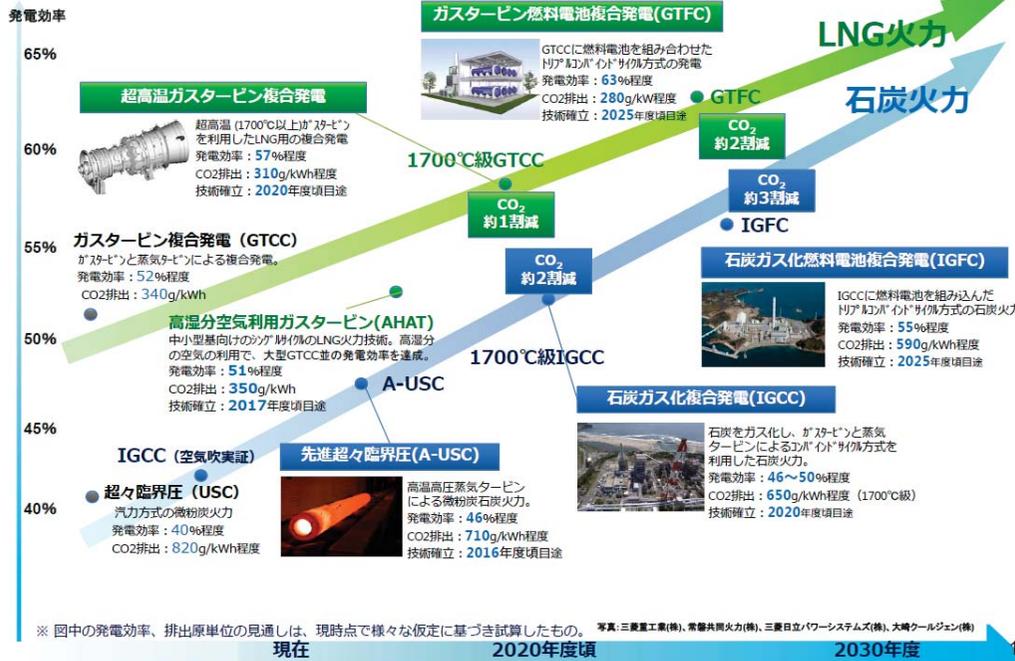


※1 石炭発電の使用電力量あたりのCO<sub>2</sub>排出量は、最新型でも約800g-CO<sub>2</sub>/kWh。  
一方、天然ガス火力発電所は、最新コンバインドサイクルで約350g-CO<sub>2</sub>/kWh。

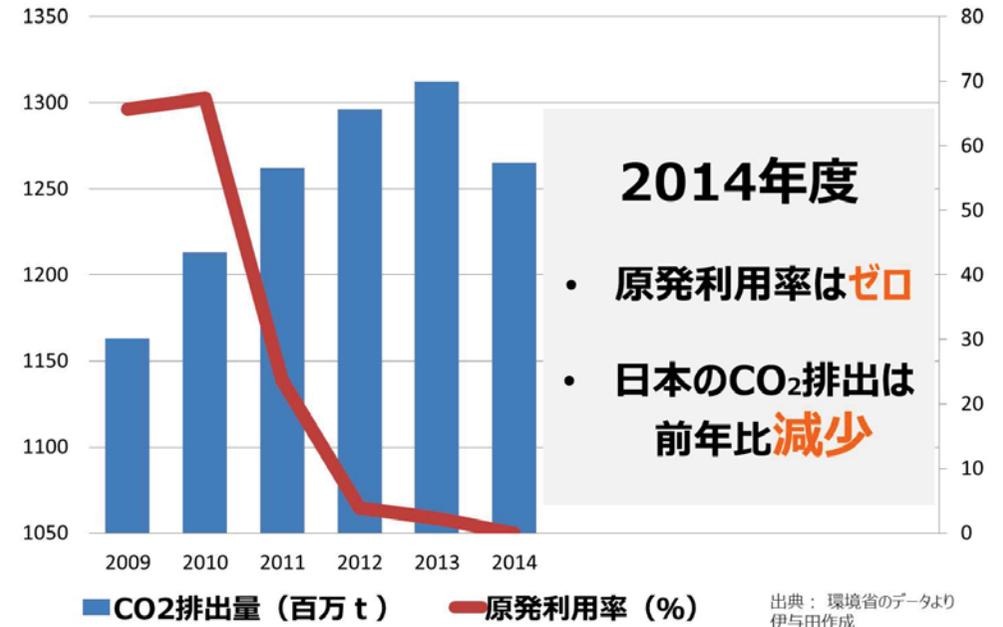
※2 石炭ガス化複合発電(IGCC)の使用電力量あたりのCO<sub>2</sub>排出量は、約700g-CO<sub>2</sub>/kWh程度。

出典 : 気候ネットワーク

## 次世代火力発電技術の効率化、低炭素化の見通し



## 日本でも実現した「CO2削減と原発ゼロ」



## 自然エネルギー100%の福島をめざして 福島の山道50kmを24時間以内に歩ききります。 応援よろしくお願ひします!

今年、気候ネットワークのメンバーは「トレイルウォーカー東北2016 (Oxfam Japan主催)」に参加します。原発も温暖化もない未来をつくるという思いを胸に、福島の安達太良山の山道50kmを24時間以内に歩ききる。わたしたちのチャレンジを寄付で応援してください! 目標の寄付金額は30万円です。いただいた寄付は世界の貧困対策や自然エネルギー100%への転換のために活用されます。

寄付の  
目標金額  
30万円

▼ご寄付はこちら  
三菱東京UFJ銀行 京都支店  
普通預金 口座番号3325635  
(特定非営利活動法人気候ネットワーク)

\*通信欄に「トレイルウォーカー」とご記入ください。

●お問合せ  
気候ネットワーク東京事務所 桃井  
TEL: 03-3263-9210  
FAX: 03-3263-9463  
MAIL: tokyo@kikonet.org

写真:トレイルウォーカー東北2016を制覇した気候ネットワークチーム

KIKO NETWORK 気候ネットワーク

ご清聴ありがとうございました。

ご質問・ご意見は気候ネットワーク  
京都事務所の伊与田までお気軽にお寄せ下さい。

メール: [iyoda@kikonet.org](mailto:iyoda@kikonet.org)  
電話: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012  
URL: <http://www.kikonet.org>



気候ネットワークは地球温暖化を防ぐために市民の立場から提案×発信×行動するNGO/NPOです。気候ネットワークは多くのの方々のご参加・ご支援によって支えられています。どうか、ご支援をよろしくお願ひいたします。オンライン寄付・入会ページは次よりアクセスできます。

URL: <http://www.kikonet.org/category/support/>  
(右のQRコードからもオンライン寄付・入会ページにアクセスできます)



# セミナー「歓迎されない支援～日本はなぜ海外の石炭火力発電に資金を出すのか～」発表資料： 日本が進める石炭火力発電の 海外支援と国際規制

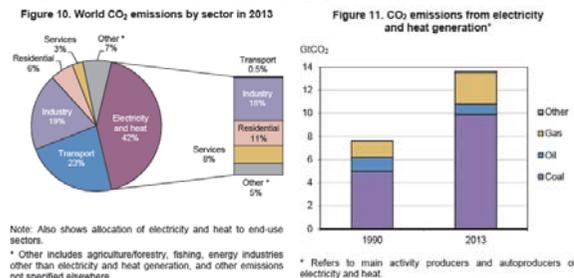
2016年6月17日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

田辺有輝

## 気候変動対策において石炭が注目されている理由

◆世界の部門別CO2排出量及び電力・熱供給セクターの燃料別CO2排出



→エネルギー起源CO2排出の4割は電力・熱供給、うち7割は石炭起源。

出典: IEA「CO2 Emissions From Fuel Combustion Highlights 2015」

◆ボイラー型式別(亜臨界圧・超臨界圧・超々臨界圧)のCO2排出量



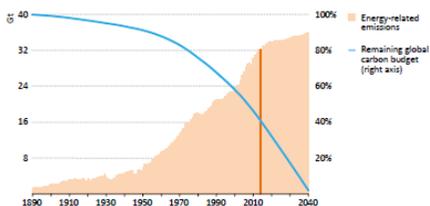
→石炭火力発電は最もCO2排出の低い化石燃料発電であるガス火力発電の約2倍のCO2を排出。

出典: 資源エネルギー庁「火力発電における論点」

## パリ協定(2°C目標)達成のために残された炭素予算

◆2°C目標達成に必要な排出量と約束草案に基づいた将来の排出量予測

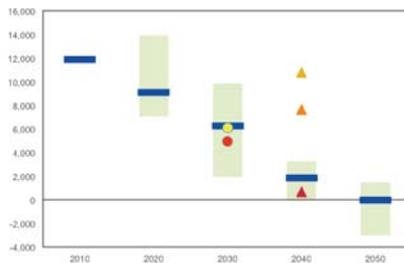
Figure 2.3 Global energy-related CO<sub>2</sub> emissions in the INDC Scenario and remaining carbon budget for a >50% chance of keeping to 2 °C



Sources: IPCC and IEA data; IEA analysis.

出典: IEA「World Energy Outlook Special Report 2015: Energy and Climate Change」

◆2°C目標達成に必要なエネルギー部門の排出量と高効率設備導入シナリオ



● IPCCの10～90パーセント化 (発電部門全体) ● IPCCの中央値 (発電部門全体)  
● 計画中 (参照、超臨界圧) ● 計画中 (低炭、A-USC)  
● IEA/DRPS (低炭、A-USC) ● IEA/4.5DS (低炭、A-USC)  
● IEA/DCPS (低炭、A-USC)

出典: Ecofys「高効率の石炭技術は2°Cと矛盾する」

→国際エネルギー機関(IEA)は2度目標を50%の確率で達成するには2017年以降、炭素排出ゼロの発電所を建設し続けなければならないと指摘。

→今後建設される石炭火力発電所がすべて先進型超々臨界圧(A-USC)であっても、2030年代に発電部門における2°C目標の上限を超過すると指摘。

## G7/G20/OECDにおける金融機関の気候変動行動を巡る動向

- 2013年にオバマ大統領が石炭規制の強化を表明。米国輸出入銀行、世界銀行、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)は規制を導入。経済協力開発機構(OECD)で輸出信用機関(日本ではJBICやNEXIが該当)の石炭支援規制に関する交渉が開始。
- 2015年5月、G7エルマウサミットでOECD議論の継続的な進展にコミット。
- 2015年9月、米中首脳会議で中国が国内外石炭火力発電への公的支援の規制強化を表明(具体的な内容は未発表)。
- 2015年11月にOECDで石炭火力発電への公的輸出支援における規制が合意。G20で気候変動関連リスクに関する開示タスクフォースを金融安定理事会(FSB)に設置することが決定(2016年末までに最終報告)。

◆OECDで合意された石炭火力規制の概要

	500MW超	300MW～500MW	300MW未満
超々臨界圧	償還期間は12年	償還期間は12年	償還期間は12年
超臨界圧	支援対象外	償還期間は10年(IDA借入国、電化率が90%以下の国、地理的に隔離された地域のみ)	償還期間は10年(IDA借入国、電化率が90%以下の国、地理的に隔離された地域のみ)
亜臨界圧	支援対象外	支援対象外	償還期間は10年(IDA借入国、地理的に隔離された地域のみ)

※IDA借入国はインド、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュなどが該当。電化率はIEAのデータを用いることになっており、インドネシアや南アフリカが該当。2019年に改訂議論を開始する予定。(出典: OECD)

## 2. 化石燃料のダイベストメントが拡大している理由

世界の主要銀行は石炭産業から投融資を撤退  
=ダイベストメント (Divestment)

銀行名	国	石炭採掘からのダイベストメント方針	石炭火力発電からのダイベストメント方針
バンク・オブ・アメリカ	アメリカ	○	×
BNPパリバ	フランス	○	○
HSBC	イギリス	○	○
モルガン・スタンレー	アメリカ	○	○
ウェルス・ファーゴ	アメリカ	○	×
三菱UFJ	日本	×	×
みずほ	日本	×	×
三井住友	日本	×	×



2015年12月、化石燃料企業からの投資撤退を表明した投資機関が500を超え、運用資産3.4兆ドル超に:

- 年金基金: ノルウェー公的年金基金等
- 保険会社: アクサ、アリアンツ等
- 自治体: サンフランシスコ市、シアトル市等
- 財団: ロックフェラー財団等
- 宗教団体: 世界教会協議会等
- 大学基金: カリフォルニア大学、オックスフォード大学等

出典: Fair Finance Guide Japan等「海外主要銀行の石炭ダイベストメント方針調査レポート」

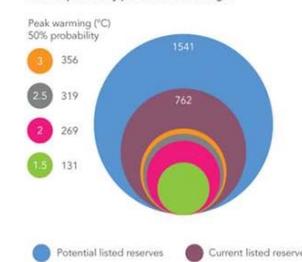
欧米でダイベストメントが拡大している背景:

- 市民・投資家の意識向上: もともと倫理的投資を重視する傾向が強い上、異常気象の増加等により市民の危機意識が向上。
- 座礁資産リスク: 今後、世界的にCO2排出規制が厳しくなり、資源権益や発電設備が使用できない資産になるとの危機感が拡大。
- 代替策の実現可能性: 再生可能エネルギー(特に太陽光発電)のコスト低下により、火力発電と拮抗する水準になったこと。

## 座礁資産リスクとは何か?

◆採掘企業200社の保有する化石燃料資産のCO2量と2°C目標下で燃焼可能な量

Comparison of listed reserves to 50% probability pro-rata carbon budget



→採掘企業は762ギガトン分の資源を保有しているが、2°C目標達成のために燃焼可能なのは269ギガトン。規制が強化されれば採掘企業への投融資600兆円のうち、約450兆円が座礁資産になると試算。



出典: Carbon Tracker "Unburnable carbon 2013: Wasted capital and stranded assets"

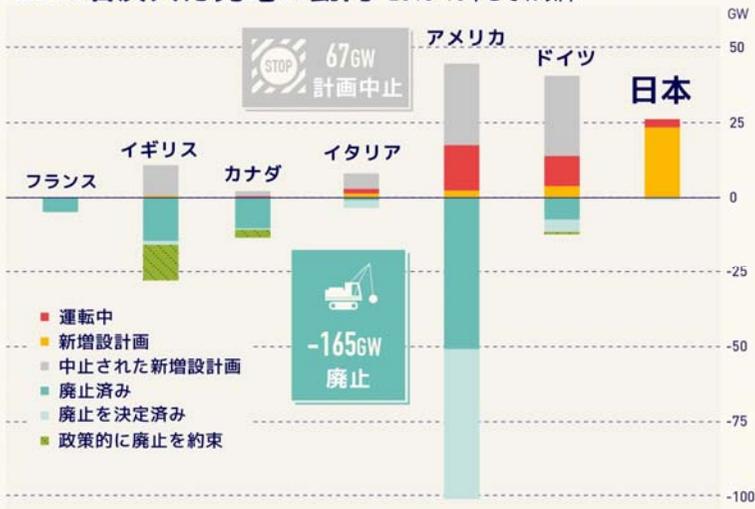
ダイベストメントで除外対象になった日本企業

- ノルウェー政府年金基金(2016年4月14日発表): 石炭関連事業が企業活動や売上高の3割を占める企業52社を除外。日本企業は北海道電力、四国電力、沖縄電力の3社。
- Fossil Fuel Indexes(は、脱化石燃料インデックス「Carbon Underground 200」を開発。石炭・石油・ガスの保有量大手200社の中に、三菱商事、出光興産、三井物産、伊藤忠商事、丸紅、国際石油開発帝石(INPEX)、JXホールディングスの7社が含まれる。
- 欧米の株式指数開発大手のMSCI、FTSE、S&P、ステート・ストリート等は脱化石燃料インデックスを開発し、投資家向けに提供。

## G7の石炭火力発電の動向

2010-16年とそれ以降\*

2016年5月

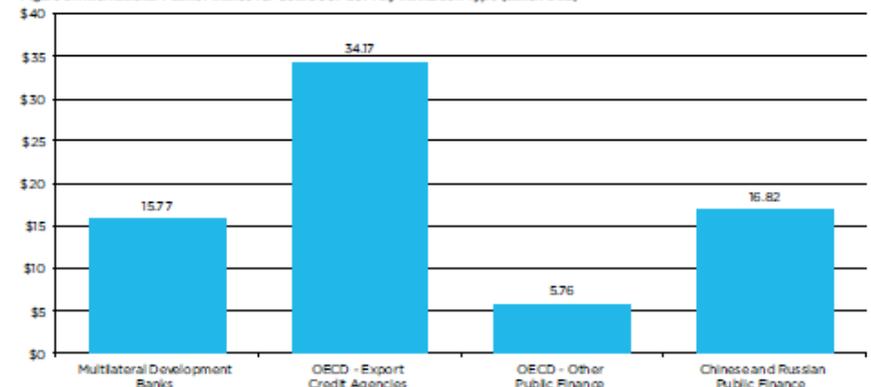


Source: EndCoal Global Coal Plant Tracker, Kiko Network Japan Coal Map, Sierra Club, E3G analysis. Canada profile includes closure of one plant in 2005 as part of Ontario coal phase out plan. \*Includes coal plants with firm closure dates already announced plus closures due to result from government policy commitments.

出典: E3G "Japan isolated as USA leads the way in G7 move beyond coal"

## 海外石炭関連(採掘・発電等)に対する公的支援 (2007年~2014年、単位: 10億米ドル)

Figure 2. International Public Finance for Coal 2007-2014 by Institution Type (billion USD)



出典: 隠された石炭支援(NRDC, Oil Change International and WWF)

→支援の約8割は国際金融機関とOECD諸国の公的機関。OECDの輸出信用機関(ECA)が最大(47%)の支援機関。



東南アジア・南アジアで  
 運転中／建設中／計画中的の  
 石炭発電用ボイラーの提供国(単位:MW)

	日本	中国	韓国	インド	ロシア
超臨界圧	10,090	55,650	11,300	40,320	1,980
超々臨界圧	2,000	2,680	2,680	1,320	0

出典: WWF等「石炭への公的資金: 日本のせいでOECDは新興国に後れをとることになるのか？」

13

JBIC支援事業のSO2除去技術

技術	割合
海水法脱硫装置	20%
半乾式循環流動床FGD方式	2%
流動床式	7%
湿式石灰石FGD方式	22%
湿式石灰FGD式	1%
低硫黄炭使用(脱硫装置なし)	36%
脱硫装置なし	11%

出典: Platts WEEP、2015年1月

→JBIC支援の石炭火力発電設備のうち、  
 脱硫装置が設置されているのは約半分。

JBIC支援事業と国内事業の排出ギャップ

	バタン(インドネシア)	クドゥキ(インド)	礮子新2号機	碧南5号機
出力(MW)	2000	2400	600	1000
運転開始時期	2018年	2016年	2009年	2002年
ボイラー形式	超々臨界圧	超臨界圧	超々臨界圧	超々臨界圧
SOx対策	SWFGD	なし	DFGD	FGD
SO2排出濃度(ppm)	105	321	10	25
NOx対策	LNB	不明	SCR/LNB/TSC	SCR/LNB/TSC
NO2排出濃度(ppm)	127	316	13	15
ばい塵排出濃度(mg/Nm3)	50	100	5	5

出典: FoE Japan

15

JBICが融資検討中のダリパリ石炭火力発電事業における想定排出量と規制とのギャップ

	ダリパリ石炭火力発電の想定排出濃度	インド国内基準(2017年1月～)	世界銀行グループEHSガイドライン
SO2/SOx	1224mg/Nm3	100mg/Nm3	200-850 mg/Nm3
NO2/NOx	860mg/Nm3	100mg/Nm3	510mg/Nm3
PM	50mg/Nm3	30mg/Nm3	50mg/Nm3

出典: JBIC、インド政府官報、国際金融公社(IFC)

16

## 日本政府の主張

# 高効率な石炭火力技術で「現実的」なCO2排出削減に貢献 – 経産省

占部絵美、渡辺千咲

2016年6月14日 06:00 JST

二酸化炭素（CO2）排出量の多い石炭の利用をめくり、環境団体から日本が主要7カ国（G7）中で最大規模の公的支援を提供しているとの批判を浴びる中、経済産業省は高効率の石炭火力発電技術を新興国に輸出していくことが排出抑制につながると反論している。

経産省資源エネルギー庁石炭課の覚道崇文課長はブルームバーグのインタビューで、新興国では石炭火力発電所の建設が計画されており、日本の高効率技術を広く普及させることで「今の技術のまま石炭火力発電を増やすよりもCO2の排出量は少なくてすむ」と話した。

出典：ブルームバーグ（2016年6月14日）

17

## 日本政府の主張の問題点

- 「日本の支援がなければ途上国で非効率な設備が建設される」という前提。
- しかし、石炭への公的支援の約8割は国際機関及びOECD政府機関によるもの。すべてを新興国が肩代わりすることは非現実的。
- 中国政府も米中首脳会談において海外石炭火力発電への公的支援について「厳格な管理 (strictly control)」をコミットしている。
- 日本だけが高効率の設備を提供しているわけではないため、日本が支援しないと非効率になるとは限らない。
- 石炭火力への資金供給が縮小すれば、資金調達コストは上昇するため、電源選択が変化する可能性がある。

18

## 石炭火力発電所の状況変化結果 (2010～2015年、単位：MW)

地域	計画中止 (延期または中止)	着手(建設中 または操業中)	中止の割合 (%)
東アジア	236,870	512,855	32%
東南アジア	38,560	49,555	44%
南アジア	405,840	175,605	70%
世界合計	885,708	812,534	52%

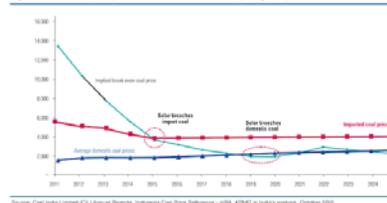
出典：COALSWARM等「活況と不況2016」

19

## インドにおける石炭火力発電と太陽光発電の動向

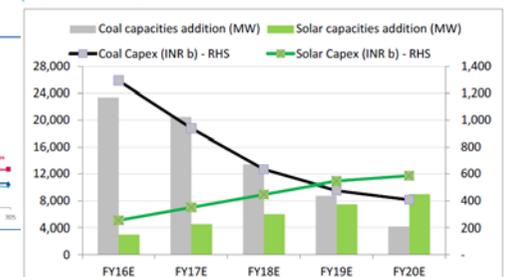
- ◆インドにおける石炭火力（輸入炭・国内炭）
- ◆インドにおける石炭発電と太陽光の新設容量と太陽光発電のコスト比較

Figure 06: From 2020, solar power will influence domestic coal pricing: INR per tonne



出典：KPMG「The Rising Sun」

Figure 11: Solar capex and capacities could overtake coal



Source: Deutsche Bank estimates

出典：ドイツ銀行「India 2020: Utilities and Renewables」

→インドでは2015年に太陽光発電のコストが石炭火力発電（輸入炭）のコストを下回った。数年以内に石炭火力発電（国内炭）のコストと拮抗すると想定され、2020年頃に太陽光発電の新設容量が石炭火力発電の新設容量を上回ると試算されている。

20

インドのエネルギー大臣による  
50GWの火力発電計画削減

**India Scales Back Thermal Plans**

Capacity forecast for 2022 is cut by 50GW.

Previous plan: 289 gigawatts in 2022

2016 thermal capacity: 211 gigawatts	Growth: 78 GW
---	------------------

**New plan: 239 gigawatts in 2022**

2016 thermal capacity: 211 gigawatts	<b>Growth: 28 GW</b>
---	--------------------------

出典: IEEFA「Cancellation of 4 Ultra Mega Power Plants Underscores India's  
Commitment to Transition」

21

# インドネシア・バタン石炭火力発電事業

## 1. 事業の概要

目的： 2,000MW (1,000MW×2 基) 規模の超々臨界圧 (USC : Ultra Super Critical) 石炭火力発電

- ・ ジャワバリ系統管内への電力供給
- ・ インドネシア経済成長促進・拡大基本計画 (MP3EI) の一環  
(燃料=インドネシア産亜瀝青炭)

- －発電所 (1,000 MW×2 基)
- －埠頭 2.4 km
- －浚渫 155 万 3,000 m<sup>3</sup>、海洋投棄 16 km 沖合い
- －送電線 61.4 ha (5.4km)・変電所 25 ha 設備等の建設・設置など

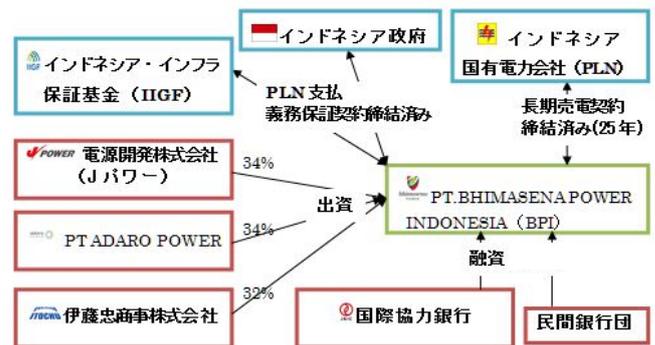
サイト位置： 中ジャワ州バタン県  
(発電所建設予定地 226.4 ヘクタール)

総事業費： 約 45 億米ドル  
(出資：融資=20：80 の予定)



事業実施者： ビマセナ・パワー・インドネシア社 (BPI)

- ・ 電源開発株 (J パワー) 34%、アダロ・パワー社 (アダロ) 34%、伊藤忠商事株 (伊藤忠) 32% の 3 社が設立した現地法人
- ・ インドネシア国有電力会社 (PLN) との間で 25 年にわたる電力売買契約 (以下 PPA) を締結。25 年間の BOOT 方式
- ・ インドネシア大統領令に基づき実施される官民連携パートナーシップ (PPP) 第一号案件



融資機関： 国際協力銀行 (JBIC)、および、民間銀行団

保証機関： インドネシア・インフラ保証基金 (IIGF) <sup>1</sup> / 財務省による電力購入保証

被影響住民： 農民 (コメ年 3 回収穫可、ジャスミン年中収穫可等)

コミュニティによれば<sup>2</sup>——地権者約 700 世帯、小作、農業労働者 3,000 人  
漁民 (年中)

漁民を支援する NGO によれば——約 10,000 人

## 2. 日本との関わり

国際協力銀行の役割： 融資調達額約 34 億ドルの 約 60% にあたる約 21 億ドル融資  
(2013 年 7 月から融資検討。2016 年 6 月に融資決定)

<sup>1</sup> IIGF は、世界銀行のインドネシア向けインフラストラクチャー開発政策借款 (IDPL) (2007~10 年に計 8 億 5,000 万ドル) の下に促進が図られた PPP インフラ投資枠組みの一つ。また、世銀は IIGF に 3,000 万ドルの融資を供与 (2012 年) しており、IIGF のすべての運用にあたり、世銀の業務マニュアルを適用することを法的要件としている。本事業は IIGF の第 1 号適用案件。

<sup>2</sup> EIA によれば、農地地権者は 504 人。借地人、および、日雇い農業労働者は 1,176 人

## 日本企業の関わり：

- ・ Jパワー、伊藤忠=BPI への出資
- ・ 民間銀行団＝①融資調達額約 34 億ドルの約 40%にあたる約 13 億ドル融資（2016 年 6 月）  
（三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、新生銀行、農林中央金庫、シンガポール DBS 銀行、シンガポール OCBC 銀行）
- ②1 年間のつなぎ融資契約 約 2 億 7,000 万ドル（2012 年 8 月）  
（三井住友信託銀行 1 億 3,500 万ドル、三菱東京 UFJ 銀行 6,200 万ドル、みずほ銀行・三井住友銀行・シンガポール DBS 銀行・シンガポール OCBC 銀行が各行 1,800 万ドル）<sup>3</sup>

### 3. 主な経緯

2011 年 6 月	J パワー、アダロ、伊藤忠の 3 社グループ、同石炭火力発電事業（新規石炭火力独立発電事業体（IPP）国際入札案件）の優先交渉権を獲得
2011 年 7 月	J パワー、アダロ、伊藤忠の 3 社グループ、BPI を設立
2011 年 10 月 6 日	BPI、電力を 25 年間にわたり PLN に供給する長期電力売電契約（PPA）を PNL と締結。BPI、同事業における PLN の支払義務を保証する保証契約を IIGF、および、インドネシア政府と締結
2012 年 7 月 4 日	地元住民と市民団体、首都ジャカルタ（海洋水産省前）で抗議行動
2012 年 8 月	融資契約締結予定だったが、遅延。BPI、市中銀行と 1 年間のつなぎ融資契約締結
2012 年 10 月	融資調達期限、延長。着工予定の遅延
2012 年 11 月頃	環境影響評価（EIA）に関する住民協議会の開催
2013 年 7 月 5 日	地元住民、中ジャワ州・州都スマランで抗議行動
2013 年 7 月 11 日	JBIC、同事業に関する環境レビューを開始（EIA インドネシア語版の公開開始）
2013 年 7 月下旬	JBIC、同事業に関する環境レビューの一環で現地踏査を実施
2013 年 7 月 22 日	地元住民と市民団体、首都ジャカルタ（日本大使館前）で抗議行動。安倍首相宛て書簡を大使館に提出 <sup>4</sup>
2013 年 7 月 30 日	建設関連作業を行なっている現場で中止を求めた地元住民約 500 人らに対し、警官隊や軍が暴力行使。約 15 人の住民が負傷。
2013 年 8 月	インドネシア国家人権委員会、同事業に関する勧告書をインドネシア政府に提出。用地売却の強要になりうる地元警察や国軍の用地買収交渉からの撤退を勧告。
2013 年 8 月 26 日	インドネシア政府当局、EIA を承認、環境許可証を発行
2013 年 10 月 6 日	融資調達期限、再延長
2014 年 3 月 14 日	地元住民、JBIC に実地調査と住民への直接の聞き取りを求める緊急要請書提出
2014 年 6 月 27 日	BPI、不可抗力条項の適用を PLN、および、建設会社に通知
2014 年 10 月 31 日	BPI、修正 PPA を PLN と締結。融資調達期限、2015 年 10 月 6 日まで再延長 <sup>5</sup>
2015 年 4 月 9 日	地元住民、JBIC に融資拒否の意を示すレター提出
2015 年 4 月上旬	インドネシア国軍・工兵隊、建設予定地で土地整備作業を開始
2015 年 5 月中旬	JBIC、同事業に関する環境レビューの一環で現地踏査を実施
2015 年 6 月 30 日	中ジャワ州知事、同事業への土地収用法（2012 年）適用開始に関する書面に署名
2015 年 7 月 29 日	地元住民、JBIC に異議申立書を提出
2015 年 8 月 28 日	着工式。ジョコ・ウィド大統領も参加
2015 年 9 月末	JBIC、同事業に関する環境レビューの一環で現地踏査を実施
2015 年 10 月 6 日	融資調達期限、再延長（6 ヶ月）
2015 年 12 月 21 日	インドネシア国家人権委員会、同事業に関する書簡を日本政府に提出。
2016 年 3 月初	JBIC、同事業に関する環境レビューの一環で現地踏査を実施
2016 年 4 月 6 日	融資調達期限、再延長（2 ヶ月）
2016 年 6 月 3 日	JBIC、民間銀行団が BPI と約 34 億ドルの融資契約締結
2020 年	1 号機・2 号機運転開始予定（当初は 2016、2017 年開始予定だったが、遅延）

<sup>3</sup> 国土交通省「平成 24 年度 我が国建設企業の海外 PPP 事業への参画のための戦略検討業務 報告書」

<sup>4</sup> <http://www.kiconet.org/iken/kokusai/archive/letter20130821.pdf>

<sup>5</sup> 融資調達期限の延長は、2014 年 10 月 6 日から有効。 <http://www.adaro.com/amendment-ppa-pltu-batang/>

国際環境 NGO FoE Japan  
インドネシア民主化支援ネットワーク (NINDJA)  
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)  
気候ネットワーク

## 【声明】 インドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業 人権・環境・気候問題を無視した JBIC 融資決定に強く抗議 日本の「質の高い」インフラ輸出の実態を露呈

6月3日、国際協力銀行 (JBIC) はインドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業 (J-POWER、伊藤忠商事が出資) に対して、約 20 億 5,200 万ドル (約 2,234 億円) の巨額融資を決定しました。

この決定は、5 年間、同事業に反対し続けている地元住民の声、また、同事業に伴う深刻な人権侵害や環境社会・気候変動への影響を指摘してきた国内外の市民社会の声<sup>1</sup>を無視したものであり、私たちは強い抗議の意を表明します。また、JBIC のプレスリリース<sup>2</sup>では、同事業について「インドネシア初の超々臨界圧石炭火力 IPP プロジェクトであり、同国における効率的かつ環境に優しい技術導入を実現するもの」と評されていますが、超々臨界圧であっても天然ガス火力の約 2 倍の炭素排出をもたらす他、SOx、NOx、PM2.5 といった大気汚染や温排水など、その他の公害問題に対する懸念は払拭されていません。

さらに、日本政府は先月、G7 伊勢志摩サミットに合わせ、「質の高いインフラ」輸出促進に向けた更なる巨額の資金供与の方針を打ち出しました<sup>3</sup>が、今回の JBIC の融資決定で露呈したように、人権・環境社会・気候変動問題をまったく無視した形で推進される日本の「質の高い」インフラ輸出方針に対し、私たちは深い憂慮を表明します。

インドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業については、昨年 7 月 29 日、水田やジャスミン畑等の農地の収用により農業ができなくなる地元の地権者・小作農・農業労働者の代表、そして、生産性の高い豊かな漁場を奪われることになる漁民の代表が、JBIC に異議申立書を手交し、生活悪化や人権侵害 (軍・警察等による脅迫・暴力・不当逮捕を含む) 等、同事業が多くの点で『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』 (以下、ガイドライン) の規定に違反していることを指摘しました。しかし、同申立書の提出以降も、地権者が売却を拒否している未収用地の灌漑機能が国軍工兵隊の重機による土地造成作業で破壊されたり、インドネシア国有電力会社 (PLN) が「立入・利用は刑法違反の恐れ」がある旨を記した一方的かつ脅迫的な掲示板を未収用地に立てたりと、現地の問題状況は改善するどころか、悪化の一途を辿ってきました。

また直近では、インドネシアの独立した政府機関である国家人権委員会から、事業者に対する勧告書 (2016 年 5 月 11 日) が新たに出されていました。同勧告書では、今年 3 月に住民の合意がないまま未収用の農地へのアクセスがフェンスの設置により封鎖され、農民の収穫が妨げられた件<sup>4</sup>について、「事業者とコミュニティの間で、土地のアクセスと使用について、永久的な合意が形成されるまで、コミュニティが稲やその他の作物を収穫できるよう、農地へのアクセスを提供すること」を事業者に要請していました。そして、同問題についてフォローアップがなされない場合には、インドネシアの人権に関する 1999 年法律第 39 号第 36 条第 1 項、および、第 2 項で規定される人権を侵害しうる

<sup>1</sup> 同事業に伴う負の環境・社会・気候影響、そして、人権侵害に鑑み、JBIC が融資を拒否するよう求める要請書 (2016 年 3 月 31 日付「JBIC must Reject Financing for the Batang Coal-fired Power Plant, Central Java, Indonesia」 42 カ国 230 団体署名) など、国際要請書が複数提出されてきた。

<sup>2</sup> <http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2016/0603-48594>

<sup>3</sup> 2016 年 5 月 20~24 日の各紙報道によれば、今後 5 年間で最大 2 千億ドル (約 22 兆円)

<sup>4</sup> バタン現地におけるフェンス設置と農民の状況については、グリーンピース・インドネシアが撮影した右記動画 (英語字幕有り) を参照。 <https://youtu.be/0laRB2ywO88>

と明記していました。しかし、同勧告の後も、事業者による具体的な施策はとられず、結局、多くの農民が作物を収穫できないまま、損失を被った形となりました。こうした状況は、国家人権委員会が指摘するとおり、事業者が人権に係るインドネシア国内法に違反していることを示しており、「相手国の法令遵守」を規定したJBICガイドラインにも明確に違反します。

さらに、同勧告書のなかでは、同事業に伴い、以前からコミュニティに対する多くの人権侵害が起きてきたことも再喚起されていました。昨年12月21日付で国家人権委員会が日本政府宛てに提出した書簡のなかでも明記されていたとおり、同事業では、「2013年以降、コミュニティに対する脅迫や身体的・精神的脅威など、土地買収手続に関するさまざまな人権侵害がみられる」など、民主的なプロセスを著しく妨げる重大な人権侵害が過去に繰り返されてきました。今回のJBICの融資決定は、同事業におけるこれまでの住民の合意や計画策定にあたり、ガイドラインの規定する「適切な参加」が確保されている環境になかった点を日本政府・JBICが無視したことを示しています。

いみじくも同勧告書で言及されている『国連 ビジネスと人権に関する指導原則』<sup>5</sup>では、「人権を尊重する企業の責任」とならび、「人権を保護する国家の義務」が明記されており、輸出信用機関の支援を受けている企業による人権侵害に対する義務も規定されています。同事業の推進にはJBICの巨額の融資供与が不可欠であったことから、日本政府・JBICは同事業に係る人権保護について大きな義務を有していると考えられます。しかし、日本政府・JBICは、国際的に求められている人権保護の義務を果たすのではなく、同事業への融資供与によって、第三者であるインドネシア国家人権委員会も指摘する同事業に伴う深刻な人権侵害に加担したことになります。また、昨年7月29日に住民が同事業について、『経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針』日本連絡窓口（NCP）に同指針の違反点を指摘し、日本企業への適切な対処の奨励を求めたにもかかわらず、日本NCPは3ヶ月で終えるべき初期評価調査を現在も完了しておらず、この点においても、日本政府は同事業に係る人権保護の義務を著しく怠っています。

現場では、事業者が設置したフェンス傍で、反対派住民が3月下旬からテントをつくり、そこで今日まで事業反対と土地売却反対の意思を示し続けてきました。また、漁民も5月中旬に地元の海域で始まった事業者による掘削作業に対して、漁場への影響を懸念し、6月4日に抗議活動を行なうなど反対の声をあげ続けています。今年5月11日には、約3,500人がジャカルタの日本大使館前で、同事業を含む、日本の支援するインドネシアでの石炭火力発電事業に対して抗議活動を行ないました。このように、同事業に対する「社会的合意」形成がしっかり確保されていない状況のなか、インドネシア土地収用法の下での住民の意思を無視した強制執行をJBICが容認し、同事業への融資を決定したことは、明らかにJBICガイドラインに違反しています。

JBICガイドラインでは、「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。」と規定されています。しかし、JBICは「適切な環境社会配慮」がなされていない状況を反対派住民、さらには、インドネシア国家人権委員会等への面談のなかで直接聴取したにもかかわらず、今回の融資決定を下しました。これは、JBIC自身がガイドラインを適切に運用する意思・能力に欠けることを国内外に示す結果となりました。また今後、JBICがモニタリングを実施するにあたり、住民の生活悪化や人権侵害が起きた場合でも、JBICが環境社会配慮面での確認を適切にできるのか、多大な疑問を抱かざるを得ません。

日本政府・JBICは、これ以上、影響住民の生活・社会状況が悪化することのないよう、上述した住民や国内外の懸念の声を真摯に受け止め、早急に同事業への融資供与を見直すべきです。

以上

連絡先：国際環境 NGO FoE Japan（担当：波多江）  
Tel：03-6909-5983 携帯：090-8487-3161

<sup>5</sup> 正式名称は、『人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書—ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために』